

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民	避難所生活者	地震発生～1か月程度	<p>■不適切な避難所運営(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル、ルールが十分に活かされていなかった。 ・避難所により、運営に差が生じた(避難所の自治が避難者によって円滑に行われていたところもあれば、運営をボランティア・自衛隊・市町村職員に任せきりだったところ等)。 ・スタッフの数が足りなかった。 ・受入人員以上の避難者が集中したため、他の避難所に移送せざるを得ない状況が生じた。 	・運営・管理が不十分	—	<ul style="list-style-type: none"> ・誰でも避難所の運営ができるようなマニュアルの作成 ・市町村内に多数の避難所が設置された場合、行政機関、各避難所、各団体の役割分担を規定 ・避難所支援スタッフの計画策定 ・住民(避難者)による自治に重点を置いた「避難所運営訓練」の実施 ・被災市町村以外の地域への一時移送の計画化 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P31-32
避難所	行政	避難所運営責任者	地震発生～1か月程度	<p>■ペットへの配慮(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペット連れの避難者が多かった。 ・安全面・衛生面等の課題を心配しながら過ごした。 ・ペットについてそれぞれ価値観が違うので難しい。 	—	・開設3日目くらいに玄関側に移動してもらった。	・受入方針の明示など、根本的な対策が必要	災害の検証(長岡市) P50
避難所	行政	避難所運営責任者	地震発生～1か月程度	<p>■避難所生活の対応(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大変さが少し落ち着き、避難所を離れる方が多くなる一方、避難所には本当に大変な被災をした人や復活する力の弱い人という様子の方が残った。 	・市職員としては、残った被災者に対し、集団として生活支援を行うことが公平性の観点等から困難であった。	—	・多少の不正があったとしても一番困っている人を救うことが大切であるという考え方のもとで支援	災害の検証(長岡市) P50
避難所	行政	避難所運営責任者	地震発生～1か月程度	<p>■避難所生活の対応(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難生活の長期化に伴い、食事の食べ残しに伴うゴミ処理の必要性が日常的に発生した。 	・数少ない一般開放トイレの流しに残り物を流されて詰まったりした。	—	・避難所等においては、長期間の生活を想定した生活用設備(簡易なものでよい)を設置(残飯を捨てるための流し等)	災害の検証(長岡市) P50
食糧・物資の不足及び確保	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■食糧・物資の供給(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路等交通インフラが麻痺した。 ・想定外の避難所が設置された。 ・避難者数が膨大であった。 ・近隣食品工場の操業停止による遠距離からの調達が必要となった。 	・食糧・物資の供給が困難を極めた。	・避難者の一定の変動を見越して、可能な限り余裕をもって食糧などを配布した。	<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生直後の食料調達について、近隣の食品工場や小売店舗も含めた協力体制を確保 ・地震発生からしばらく経過した後は、食材や調理用具等を確保し避難所や自宅等での自炊へ誘導 ※生活不活発病の予防、被災者同士のコミュニティづくりの促進の効果も 	災害の検証(長岡市) P60-62

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
食糧・物資の不足及び確保	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度 ■保管場所・配送(背景) ・保管場所の確保に苦慮した。 ・道路等交通インフラが麻痺した。 ・避難所が分散して配置された。	・届いた食糧や各種救援物資を受け入れるスペースがあつというまになくなり、大量の食糧物資が庁舎周辺を埋め尽くした。 ・どこに何があるのかの管理もままならなかった。	・余震に備えて市内3か所の倉庫を借りて基幹物資を自給自足できるように保管した。	・物流専門家の助力を得ながら調達・輸送、仕分け・配送の仕組みを構築 ・救援物資のニーズを先取りして、的確な広報の実施を徹底 ・支援物資は市役所に集積せず、離れた場所に集積	災害の検証(長岡市) P60-62
食糧・物資の不足及び確保	行政	職員全般	地震発生～1か月程度 ■管理・保管・調整(背景) ・送られてくる物資が大量に余った。 ・避難所では物資が不足していたが、本部の倉庫には避難所が必要とする物資がたくさんあった。	・本部の倉庫に何があるか等の情報が避難所へ全くなく、それらが配送されることはなかった。	—	・倉庫と避難所が直接連絡のやり取りをスムーズに行える方法の確立	災害の検証(長岡市) P60-62
食糧・物資の不足及び確保	行政	職員全般	地震発生～1か月程度 ■避難所への配送(背景) ・物資の配送がシステムとして機能していなかった。 ・物資が次々と運ばれ、荷を降ろす人員もほとんどいない状態で時間帯問わずに運ばれてくる状況は非常に大変であった。 ・配送に時間がかかり、おにぎりの賞味期限が問題となった。	・配送を頼んでも、結局倉庫へ取りに行くしかなかった。 ・救援物資を有効に活用することができなかった。	—	・物資搬送体制の構築 ・賞味期限等がある救援物資については、状況により民間やボランティアにお願いし、公平性とらわれずに配送することも検討(賞味期限等のない食糧物資で公平性を担保する等)	災害の検証(長岡市) P60-62
停電による影響と対策	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度 ■非常用電源の燃料確保(背景) ・停電の長期化に対応できるような燃料の確保ができなかった。 ・燃料の備蓄を可能とする施設ではなかった。 ・燃料の備蓄量が、長期の停電を想定していなかった。	・非常用電源を確保できても、燃料の確保に苦慮した。 ・非常用電源の燃料の確保を優先した結果、暖房のための燃料の確保が後回しになった。 ・非常用電源及び燃料を確保していても、想定を超えた長期間の停電状態が続いたため、燃料等の枯渇により電源喪失の危機に陥った。	—	・非常用電源用の燃料の備蓄 ・燃料の備蓄を可能とする施設の整備 ・発災直後から対応の長期化を想定し、電力使用制限等の措置を実施	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P40-41
停電による影響と対策	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度 ■非常用電源の冷却の必要性(背景) ・長期の断水に備えた冷却水の備蓄を考慮していなかった。	・自家用発電設備が水冷方式であったが、断水のために冷却水の確保に苦慮した。	—	・冷却水の確保又は冷却水不要の設備導入の検討	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P40-41
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度 ■地域防災計画やマニュアルの想定外の事態の発生(背景) ・大規模な災害であったため、地域防災計画や各所属課等のマニュアルで想定していた以上の業務が発生した。(例:東京事務所、NPO・文化国際課)	・広域支部、地方支部や現地災害対策本部について、県地域防災計画のとおり動きはならなかった。 ・被災した市町村への支援が遅れた。	—	・県地域防災計画及び各室課等における活動対応マニュアルの見直し ・広域支部体制の見直しの検討 ・現地災害対策本部設置時の権限の付与・明確化 ・大規模災害により市町村の行政機能が低下した場合を前提とした県の活動や支援策の具体化	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■指揮命令体制の混乱 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上司に「〇〇します」と防災計画に決められていたものを行おうとしても、「指示があるまで待っているように」と言われ、結果的に指示が来なく無駄な時間を過ごした。 ・上司が動いており、部下は上司を探すこともできなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部下まで指示が伝わらず、混乱した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時には、ある程度各職員が指示を待たず行動できるように、平時から災害対応職員の教育・及び意思決定者不在の場合の意思決定権委譲を検討 	災害の検証(長岡市) P11
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■事前の役割分担、事務分掌の不足 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分掌が不明確な業務があった。 ・地域防災計画で行うこととされている業務について、担当が規定されている室課ではなく、臨時的に他の室課等で対応する案件もあった。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の対応で明らかになった新たな業務等の担当の明確化 ・縦割り、組織論ではなく県民本位で自ら考え行動する職員の育成、意識改革の推進 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■想定外の事態に対する臨機応変な体制確保の困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに発生した業務について担当する所属課等の調整に時間を要した。 ・あらかじめ決められていた関係室課等間で調整・処理する枠組みが効率的ではなかった。 ・実践的な訓練が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属課等によっては、地域防災計画で決められていた手順や業務の範囲内では対応しきれず、状況に応じて判断し、処置を講じたが、調整や実施に時間を要した案件や、処理が非効率となった業務があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・関係各課間で柔軟に業務等の調整を行う仕組みの構築 ・通常とは異なる大規模災害時の体制を踏まえた、より実践的な訓練の実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県立学校、県立病院	地震発生～1か月程度	<p>■災害対策本部の地方支部としての役割の不在 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校や県立病院は、県災害対策本部の地方支部としての位置づけがあったが、これらの施設では県災害対策本部教育部、医療部への報告・各種要請の対応が主に行われ、災害対策本部の地方支部としての位置づけが希薄であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校や県立病院において、現場における総合的なオペレーションが行われなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校や県立病院において、災害対策本部の地方支部としての活動を行う職員を明確にし、県災害対策本部と連携した訓練を実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県立学校、県立病院	地震発生～1か月程度	<p>■地方の被災地との情報共有が困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校や県立病院の事務室等が合同庁舎内にはないほか、県立学校が多数あることから、地方支部としての活動を想定していたこれらの組織との情報共有が難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災の中心である地域との情報共有ができず、県災害対策本部としての判断、活動の遅延につながった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の地方部の司令部となる組織を明確にしておく(合同庁舎内の一組織等) 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～1か月程度	<p>■収集された情報の処理体制の不備 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報量に対し人員体制が不十分で、収集した情報を処理することで手一杯となり、情報を評価、分析する余裕がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内外で共有すべき情報があつたにもかかわらず、有効に活用されなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村、後方支援の拠点となる市町村に対してリエゾン(現地情報連絡員)職員の派遣 ・収集した情報の処理、評価、分析方法の確立をするとともに、十分な担当職員の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～1か月程度	<p>■自発的な情報収集体制の欠如 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信網の寸断等の被害があつたにもかかわらず、直接、被災地に赴き情報を取りにいこうという積極的な姿勢が欠如していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が広範囲にわたり、通信網の寸断等により、情報の収集・分析、共有化、提供が不十分であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段の複数化 ・通信手段が途絶した場合の直接的な情報収集体制の確立 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～1か月程度	<p>■情報共有の不足に起因する対応の非効率 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な部署から同様の問合せが行われ、対応する問合せ先で混乱が生じた。 ・県庁の対応窓口等の情報が明確でないものもあり、事案発生の都度、担当課を探しながらの対応となった。 ・通信網の寸断により、県災害対策本部、地方支部、市町村災害対策本部と密に連絡を取ることができな 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信網の寸断等により、収集した情報を県災害対策本部(本庁)内、県災害対策本部と地方支部間、県災害対策本部・地方支部と市町村間、県民への積極的な情報発信が徹底されていない等、情報の収集・分析、共有化、提供が不十分であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ある部署で把握した情報や担当部署・問合せ先の共有化の手法の検討(例:本部支援室情報班への報告、会議における報告、掲示板の活用) ・情報の共有化ができるような資機材、システム整備の検討 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～1か月程度	<p>■職員の飲料水、食料等の確保困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員用の水、食料等の備蓄を行っていなかった。 ・業務多忙、物資不足等から、職員各自で食料を調達できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地に応援に行くための食料・資機材を、職員が各自で調達しなければならなかった。 ・職員の食料や休憩場所の確保ができなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員用の寝袋、懐中電灯、マスク、非常食、水等の備蓄の検討 ・食料の調達方策の具体化や職員の休憩場所の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～1か月程度	<p>■必要なマンパワーの確保困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応が優先され、人的補充等の組織マネジメントができる状態ではなく、業務量に比してマンパワーが少なかったため、ローテーションを組むことができなかった。 ・災害対応業務の性質上、休日出勤せざるを得ない状況が多かった。 ・平日も多忙であることから代休を取るのが困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長時間にわたる勤務、夜勤・休日勤務、休憩時間が取れない等により、職員の業務への集中力等が低下し、ミス等も発生した。 ・体調不良等により、業務に従事できなくなる職員が発生し、マンパワーがさらに減少した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・組織全体での有事における職員の効率的な配置・業務量の調整方策の検討実施、応援職員の活用 ・休日対応を交代で実施する仕組みを事前に検討 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～1か月程度	<p>■本部要員の不足 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口、電話共に問い合わせ件数があまりにも多く、対応しきれなかった。 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の増員や窓口の拡充等、状況に応じた柔軟な体制の確保 	災害の検証(長岡市) P11

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～1か月程度 ■本来の業務場所に参集できない場合の対応が未整理(背景) ・最寄りの公的機関へ出勤した職員への業務従事のルール等がはっきり決められていなかった。	・最寄りの公的機関へ出勤しても、従事する業務への具体的な指示等がない場合があった。	—	・遠方に居住する職員等の参集先や、重要な拠点の近傍に居住する職員の参集ルールの事前検討、指揮監督者の明確化	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～1か月程度 ■応援職員の受入れ場所、体制が未検討(背景) ・市町村庁舎や宿泊施設が被災したため、自衛隊、他県職員等外部からの応援要員の執務スペースや宿泊スペースが不足し、スペースの提供等の協力要請が合同庁舎に集中した。	・応援職員等の受入れのため、会議室が使用できない等、活動スペースや休憩場所が限定された。	—	・防災関係機関や他の都道府県の支援職員受入れのための、宿舎や執務室として利用できる施設の事前リスト化	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	職員全般	地震発生～1か月程度 ■被災地の行政機能が喪失(背景) ・被災地の行政庁舎の壊滅、首長等の指揮命令者の被災等、受援側の行政が機能しなくなり、受援側への状況報告や応援要請が不可能であった。	・受援側では、受援側の機能が喪失した場合を想定した支援体制を取っておらず、応援派遣された先で直ちに活動に入ることが困難であった。	—	・市町村庁舎等が被災し、市町村からの被災状況の報告や市町村としての意思決定、他市町村や都道府県への応援要請等が行えない状況に陥った場合に、県等が主体となり、周辺市町村等と連携して支援する体制を事前に検討	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
人命救助孤立	防災機関	地震発生～1か月程度	■アクセス困難な孤立地域の存在(背景) ・アクセス道路が海沿いを通る1本のみであるという集落が多かった。 ・津波による損壊や漂着物のため、道路が寸断された。 ・孤立化想定地域はあらかじめリスト化していたが、想定していた津波の規模を遥かに超えた津波であった。	・津波による直接的な被害を受けなかった山間部等でも、市街地への道路の寸断、通信の途絶等により孤立状態となった。	—	・孤立化想定地域の見直し ・林道の整備等、現況のアクセスルートを確認する別ルートを確認	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助孤立	防災機関	地震発生～1か月程度	■津波避難ビル等における孤立(背景) ・海岸付近の高い建物に避難した後、建物周辺に津波によるがれき等が漂着したことにより、移動が危険であった。	・建物の屋上に避難し、がれき等により移動できなくなった住民や、道路が寸断されたために孤立した住民等が多数生じた。	—	・孤立化想定地域内の公民館や津波避難ビル等への非常用発電機、燃料、食料等の備蓄	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
人命救助	防災機関		地震発生～1か月程度	<p>■通信途絶による孤立状況の把握困難 (背景) ・通信の途絶等により外部と連絡が取れず、孤立地域の発生状況、要救助者の状態を迅速かつ正確に把握できなかった。</p>	<p>・孤立者、孤立地域から救助を求める手段がなく、取り残された住民の把握に時間を要した。</p>	—	<p>・孤立地域のヘリテレ映像の関係機関間での可視化及び共有化 ・孤立化想定地域内の公民館や津波避難ビル等への非常用発電機、衛星携帯電話等の備蓄 ・被災状況把握のための市町村災害対策本部関係者のヘリコプター搭乗 ・地上からヘリコプターへの連絡ができる手段及びルール作り</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機関		地震発生～1か月程度	<p>■孤立地域からの救助 (背景) ・出勤可能な航空機の数に対して、救出の対象者が多く、速やかに救助ができなかった。</p>	<p>・孤立者、孤立地域からの救助に時間を要した。</p>	—	<p>・孤立化想定地域における場外離着陸場その他ヘリコプターが離着陸できる場所又はヘリコプターによる上空からの救助ができる場所の整備 ・活動現場における航空燃料確保のための備蓄量の増加及び施設整備</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機関		地震発生～1か月程度	<p>■各機関同士での通信手段の欠如 (背景) ・各機関が共通に使用できる通信手段が無かった。</p>	<p>・現場における組織間の連携で、効率的な活動も可能であったと考えられるが、各機関同士での通信手段が確保されていなかった。</p>	<p>・被災地では対策合同本部等を設置し、市町村、消防本部、緊急消防援助隊、自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等が情報を共有しながら連携して災害対応に当たったため、効果的かつ効率的な活動ができた。</p>	<p>・非常時に消防無線、自衛隊無線、警察無線等が互いに交信できる体制の構築</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機関		地震発生～1か月程度	<p>■救助活動のための連携 (背景) ・総合調整所、対策合同本部における調整結果を現場レベルまで必ずしも共有できていなかった。 ・現場における活動調整を行う現地調整所が浸透していなかった。</p>			<p>・総合調整所、対策合同本部等での調整結果を末端まで浸透させる指揮命令システムの確立</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■海外救助隊に係る情報伝達の混乱等 (背景) ・国からの情報や現地活動に係る支援等が不十分であった。</p>	<p>・捜索活動において、アメリカ、イギリス、中国の国際救助隊から協力を受けたが、外務省や防衛省からの事前連絡情報が輻輳し、必ずしも十分な対応や捜索ができなかった。</p>	—	<p>・国における海外救援隊の受入体制の整備 ・国の窓口及び受入側の窓口の一本化</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■海外救助隊のスキル、ノウハウ等の活用が不十分 (背景) ・海外救援隊の受入れの想定や準備が不十分であり、技術を活かした配備ができなかった。</p>	<p>・海外救援隊が得意とする「地震で崩壊した家屋等からの救出」が、今回の津波では十分に活かされなかった。</p>	—	<p>・得意とする技術が十分に活かされたかの検証及び同様事案で応援を受ける際の基礎資料化</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
人命救助	行政	市町村 災害対 策本部	地震発 生～1か 月程度	<p>■海外救助隊への対応 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の救助・捜索隊や市町村災 害対策本部との連携が不十分で あった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現地において通訳や世話人の確保が困難 だった。 ・施設管理者が確認を完了した場所を海外 救助隊が捜索する等、情報共有ができな かった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮系統の統一化、通訳 の充実化 	東日本大震災津 波に係る災害対応 検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機 関		地震発 生～1か 月程度	<p>■適切なヘリポート適地等の確保 困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のヘリポート計画、運用が 不十分であった。 ・沿岸地域では、被災を免れ、かつ、 一定規模のスペースがある土 地が限られていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地における離着陸場が、避難所や部 隊の活動拠点、物資の搬送拠点と近接して おり、安全距離の確保等地上における安全 確保が問題となった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時におけるヘリポート 利用に関する計画の整備、 関係機関の情報共有 ・災害時における、ヘリポ ート、物資の集積場、部隊の 活動拠点、避難所等の施設 の利用に関する計画の策定 	東日本大震災津 波に係る災害対応 検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機 関		地震発 生～1か 月程度	<p>■ドクターヘリの活動における低効 率性 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリの統制を行う指揮命令 系統が不明確であった。 ・(岩手県のドクターヘリが運航開始 前であり、)ドクターヘリが「岩手県 ヘリコプター等運用調整会議」の参 画機関となっていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部支援室のヘリコプター運用調整班にお いて、防災ヘリ、警察ヘリ、自衛隊ヘリの活 動は調整を行ったが、ドクターヘリは枠組み に入っておらず、その動きを把握することが 困難であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリの指揮命令系 統の明確化 ・ドクターヘリの「岩手県ヘリ コプター等運用調整会議」 への参画 	東日本大震災津 波に係る災害対応 検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機 関		地震発 生～1か 月程度	<p>■ヘリコプターの運用調整上の混 乱 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数機関のヘリコプター運航に関 する統制・調整が十分に機能しな かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者の搬送時において、ヘリポート上 空に数機が飛来し、離着陸に混乱が生じた。 ・本部支援室のヘリコプター運用調整班とい う花巻空港(県防災航空隊)との連絡手 段が限定され、円滑なオペレーションが困難 であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポートについて、飛行 援助の航空局の開局等、関 係機関が情報を共有しなが ら運行できる体制の検討 ・動態管理システムのヘリ への設置促進 	東日本大震災津 波に係る災害対応 検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機 関	消防本 部	地震発 生～1か 月程度	<p>■県内消防本部への指揮と統制 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制が十分に構築されていな かった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大震災において、県内消防本部へ の指揮と統制が不十分であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部への、消防 本部に対して指揮できる体 制の構築 ・指揮系統のあり方につい て検討したうえで、実効性 のあるマニュアル等の作成 	東日本大震災津 波に係る災害対応 検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
人命救助	防災機 関	消防本 部	地震発 生～1か 月程度	<p>■消防機関の情報共有機器の不備 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県庁に消防無線がないことによ り、本部支援室に詰めた消防機関 等が指揮を執ることができなかつた こと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大震災において、県内消防本部へ の指揮と統制が不十分であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部への消防 デジタル無線等市町村及び 県内消防本部と確実に連絡 を取れる手段の整備 ・県災害対策本部、市町村 災害対策本部、県防災航空 隊、SCU他及び現場最前線 指揮本部との指揮系統及び 通信手段に関する計画の策 定 (※SCU: 広域搬送拠点に 設置される臨時医療施設) 	東日本大震災津 波に係る災害対応 検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
人命救助	防災機関	消防本部	地震発生～1か月程度	<p>■応援の調整要員の派遣困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県緊急消防援助隊受援計画にある被災地消防本部からの消防応援活動調整本部員を派遣できる状況になかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の大震災において、県内消防本部への指揮と統制が不十分であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県緊急消防援助隊受援計画の見直し及び同計画に基づく応援隊受入れ後の活動をスムーズに行うための関係機関を交えた訓練の実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P62-65
燃料不足対応	行政	県、国	地震発生～3週間程度	<p>■燃料備蓄施設の有無(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎にガソリンや軽油等の備蓄設備がなかった。 ・消防法による指定数量以下での携行缶、ドラム缶での保管しかできなかった、また、一度に給油できる量も限られていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震、津波により燃料輸送が途絶した上、災害に対応する備蓄がなかったことから、極端な燃料不足が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、国に対し、発災直後から再三にわたり、強く燃料確保の要請を行い、その結果、日本海側を経由する鉄道による緊急輸送、燃料元売各社によるタンクローリーの集約などの対策が講じられ、県内陸部における燃料不足は概ね3週間後から解消し始めた。 ・内陸部から被災地に向けて災害支援を行う緊急車両等については、県災害対策本部が給油許可証を発行し、優先給油を行うことによりその活動に支障が出ないように対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国における燃料確保体制構築の要望 ・燃料確保を重要課題の1つとし、受入先(タンク)の確保のために民間も交えた体制の構築 ・自治体や事業所、住民での少量備蓄の推進 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P67-68
燃料不足対応	行政 市民	災害支援従事者	地震発生～3週間程度	<p>■燃料不足による緊急車両等への影響(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給油を待つ一般車両の渋滞が緊急車両の通行の妨げとなった。 ・極端な燃料不足により、災害対応車両への給油が滞る可能性があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料が補給できず、被災地への支援物資の搬送等、災害対応車両の活動や病院等の重要施設の運営に支障を来すことが懸念された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本部支援室に燃料特命チームを設け、県北及び沿岸広域振興局並びにタンクの被災を免れた釜石市所在の岩手オイルターミナルとの連携による供給システムを構築し、独自にタンクローリー8台を確保して避難所や重要施設等への供給に当たった。 ・ガソリンスタンド流出地域や孤立集落等には、自衛隊や消防機関の協力によるドラム缶給油やタンクコンテナ活用の仮設ガソリンスタンド設置等を行った。 ・電気・通信等インフラの緊急復旧用の燃料については、東北電力㈱や郵便事業㈱等の事業者への現地供給を行い、二次災害の発生防止に努め 	<ul style="list-style-type: none"> ・優先給油の基準の地域防災計画への明記 ・緊急車両等への優先給油の事前周知 ・警察や地域SSと協力した、給油における道路交通整備の実施 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P67-68
燃料不足対応	行政 市民	災害支援従事者	地震発生～3週間程度	<p>■流通の遮断(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北本線が不通となり、通常の燃料輸送ルートの使用が不可能となった。 ・震災により仙台港にある製油所が被災し、供給が途絶した。 ・燃料確保については、行政・元売等の対応が東京中心であり、被災地域での対応ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内全域において燃料不足が発生した。 ・当初、国が調達するとして、鉄道等の機関や病院等の施設ごとに必要量を調査するよう指示があり、被災直後の混乱の中で関係者に報告を求めて国に報告していたが、実際には、輸送手段がないこと等により供給がほとんどなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料輸送ルートの複数化 ・国主導による業界団体の参集と優先供給先の調整 ・平時からのエネルギー関係者の連絡会議の開催と災害時における燃料供給体制のマニュアル作成 ・災害時の燃料供給に係る協定締結 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P67-68
医療活動	行政	健康課 保健師	地震発生～1か月程度	<p>■各避難所への保健師の配置(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の数が多数だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての避難所に対し、保健師の常駐は不可能であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体への保健師派遣の要請 	災害の検証(長岡市) P55-58
医療活動	市民	透析患者	地震発生～1か月程度	<p>■人口透析患者への対応の準備不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン断絶時の人工透析患者通院に関する取扱いのルールが整備されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン不足により、人工透析患者の透析医療通院の調整が喫緊の課題となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・透析医療機関の連携による当番制を導入し、透析医療を維持した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン断絶時の人工透析患者通院に関する取扱いのルール化 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■自衛隊による医療活動の支援に関する事前準備の不足(背景) ・自衛隊の派遣活動初期の段階における医師等が不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊の災害派遣活動初期において、医薬品の提供や応急処置のニーズがあったが、医師がいなかったため対応まで時間を要した事例があった(医療従事資格がない自衛官等は医薬品の配布はできない。) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における自衛隊の災害派遣活動において、自衛隊による医療活動を現場の判断で、被災自治体からの災害派遣要請の内容を問わず実施できることとする体制、法制度の確立 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■被災地における地域医療活動体制の準備不足(背景) ・被災地ごとに地域の医療救護を調整する地域医療コーディネーターがあらかじめ設置されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療を調整(コーディネート)する職員がいなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への地域医療コーディネーターの配置及び地域の保健医療関係団体との連携体制の構築 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■医療支援に係る人材(背景) ・現地市町村等保健医療関係スタッフのマンパワーが不足。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町村の機能低下や保健医療スタッフの不足等現場のマンパワーが厳しい状況であったことから、避難所での健康チェックの実施等の対応に十分な連絡調整がなされない面があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地への保健師、心のケアスタッフ、感染症対策の専門家等の保健医療スタッフ支援の検討 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
避難所	行政	県・市町村職員	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■避難所における感染症対策の体制が未構築(背景) ・避難所における感染症対策の事前計画が、消毒等の防疫対策に重点が置かれ、感染症発生動向調査(サーベイランス)、患者隔離等の視点が不足していた。 ・避難所における健康把握等のリスクアセスメントや、避難者の健康管理、衛生指導等の仕組みが構築されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における感染症(インフルエンザ、ノロウイルス胃腸炎、腸管出血性大腸菌感染症等)の対応(患者の隔離施設等)が不十分だった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害を想定した感染症対策、防疫対策計画、避難所運営マニュアルの見直し(感染症患者の隔離、予防投薬ガイドラインの周知、避難所リスクアセスメント方法、感染症発生動向調査、必要な衛生資機材の提供体制、感染症対策チームの派遣等) 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■広範囲の大規模被災に対する防疫体制は想定外(背景) ・被災地における防疫対策の事前計画が、大規模災害に対応する計画になっていなかった。 ・捜索活動、がれきの除去、物資搬送活動と、防疫活動に関する連携の視点が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広範囲の被災地で、捜索活動・がれきの除去活動等の実施状況と、防疫活動の実施状況が効率的に進んでいなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・道路啓開したところから、防疫処置をする等、被災地における活動の進捗と、防疫活動を調整について、行政・防災機関と医療機関が連携して検討する体制の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要援護者対応	行政	避難所管理者	地震発生～1か月程度	<p>■要援護者情報(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がいなどプライバシーの問題もあると思われるが、担当した避難所の入所者情報を把握することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者に適切な対応がとれなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員、施設からの情報提供 ・要援護者のリストアップ及び要援護者対応を各部署毎に役割分担 	災害の検証(長岡市) P73-75
災害時要援護者対応	行政	避難所管理者	地震発生～1か月程度	<p>■一般の避難者との共同生活上の限界(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者対応の専門家や、対応した施設・設備が不足しているため、要援護者の避難生活上、安全確保に限界があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所に泊まる高齢者が、夜トイレ等に1人で行ったまま戻らなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の積極的な確保および指定 	災害の検証(長岡市) P73-75
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生～1か月程度	<p>■要援護者の入浴環境の確保困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスの送迎ができないという理由により、入浴の確保が困難となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴できなかったことにより皮膚状態の悪化が見られる方が多かった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等を臨時の福祉避難所として活用し、要援護者を受け入れ ・入浴できないことによる皮膚の状態への影響が懸念される方等、入浴ニーズがきわめて高いケースについて理解と事前把握を図る 	災害の検証(長岡市) P73-75
避難所	市民	災害時要援護者	地震発生～1か月程度	<p>■要援護者のトイレを控えることによる体調悪化(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所のトイレが使いにくく、高齢者が結果水分を控えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱水症状になり救急車で運ばれた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所のトイレを要援護者でも利用しやすいものとするための事前整備 ・要援護者用の仮設トイレ等を(一般向けに先駆けて)優先的に備蓄、確保 	災害の検証(長岡市) P73-75
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生～1か月程度	<p>■要援護者の緊急入所に伴う施設との調整(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設自体が被災し受入調整が難航した。 ・緊急短期入所の長期化に伴う事業所との調整が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の避難所で生活せざるを得ない要援護者の日常生活が困難を伴った。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を家族と一緒に(障がい者本人の介護を家族が行う)であることを条件に、数日に限り在宅障がい者向けの臨時避難所としての利用を促進 ・要援護者施設との調整が困難な場合は、行政も関与して調整 	災害の検証(長岡市) P73-75
在住外国人への対応	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■情報伝達の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語の違いで情報伝達が困難となった。 ・多言語に翻訳された資料が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政支援の内容の伝達が不十分となり在住外国人が孤立した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・NGO・NPO等の協力得て、資料の翻訳、配布を行った。 ・ローカルFMIによる多言語放送を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人支援システムの構築 	災害の検証(長岡市) P77-80
妊婦・乳幼児への対応	行政	保育所等	地震発生～1か月程度	<p>■幼児対応(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余震の度、恐怖心を訴え、幼児は夜泣きが酷くて離れることができなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・添い寝を1か月間した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内における、乳幼児を含む世帯のためのスペースを確保 	災害の検証(長岡市) P81-84

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
人的・物的被害の集約	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■災害対応の優先順位に応じた情報収集が困難(背景) ・発災からしばらくの間は人命救助と救援物資の補給が災害対応の中心であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後からマニュアルに従って人的被害(死亡・負傷)と物的被害(住家の全壊・半壊)の情報収集を開始したが、被害が大き過ぎ、その把握には時間を要したため、適切な時期にこれらの被害情報を収集しきれなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村機能を補完する人的及び物的支援、人命救助、被災者の保護、公共施設の機能回復を最優先とした情報収集 ・時間の経過とともに変化する災害対応に応じた情報収 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P79-80
広報活動	行政	広報室	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■広報活動の被災(背景) ・通信局が被災した。 ・停電、ガソリン不足及び人員不足となった。 ・防災行政無線が気象条件などに影響を受けること。 ・広報活動に必要な物資の手配が困難であったうえ、備蓄が不足していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動体通信・固定通信ともに広範囲にわたってつながりにくい状況となった。 ・防災行政無線について聞きにくい、又は聞こえないといった場合があること。 ・停電、広報活動に必要な物資(通信手段、ガソリン、車両、コピー用紙など)の不足、人員不足により、情報提供が思うようにできなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信事業における、災害時の安否確認方法案内の実施(例:災害時の安否確認方法の日頃からの案内、各自自治体との連携、災害時等に利用できるICT(情報通信技術)を活用した情報通信サービスの検討) ・通信手段、車両、ガソリン、コピー用紙など、広報活動に必要な物資の確保及び停電対策 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86
通信・情報	行政	県、市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■ホームページによる広報の限界(背景) ・県及び市町村とも防災ホームページの項目及び分量が多い、階層が深いなど、重たいサイトで、停電が解消されてもつながりにくかった。 ・県公式ホームページにアクセスが殺到した。 ・ホームページ更新作業者が限定された。 ・県災害対策本部情報が次にいつ発表されるか、ホームページがいつ更新されるか、あらかじめ示されなかったことも県への電話照会やホームページアクセスの集中につながった。 ・防災ポータルと県公式ホームページの災害情報の情報管理及び掲載情報のすみ分けがなされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ホームページも閲覧できない状況が続いた。 ・県ホームページの安否情報ページ閲覧等のため、県ホームページへのアクセスが更に集中し、つながりにくくなった。 ・防災ポータルは、項目、分量が多いが、生活関連情報が少なかった ・防災ポータルサイトが適時に更新できず、情報提供が十分にできなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ポータルと県公式ホームページ災害情報の整理 ・ホームページサーバーの災害対策及びアクセス殺到への対策実施 ・情報更新頻度を上げる対策の実施、情報更新時刻の事前告知 ・災害時ホームページの最適化、防災ポータルの通常時と災害時に区分した運用(項目の厳選、画像減、テキストスタイル化、携帯にも対応) ・地域での情報伝達力を高めるため、防災行政無線に加えて、電話応答サービスの設置、各行政区長や自主防災会長、防災委員への個別受信機の配置 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86
停電による影響と対策 上下水道の被害と復旧 道路被害、交通渋滞への対応	民間企業	インフラ事業者	地震発生直後～1か月程度	<ul style="list-style-type: none"> ■各事業者間の連携不足(背景) ・道路管理者を含む各インフラ事業者間の連携組織がなく、インフラ復旧工事に関する情報等が共有されていない。 ・大規模災害により各種インフラが広範囲にわたりにダウンすることが想定されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各インフラ事業者における復旧の優先順位に応じて、当該インフラの重要施設の復旧を他に先行して実施する必要があるが、道路の啓開作業を行う道路管理者等との連携が不十分なため、復旧作業が難航することがあった。 ・電気が復旧しなければ、給水ができないなど、各インフラ事業者間の連携が必要であったが、それが不十分であり、各事業者間における復旧作業スケジュール等の情報共有がなされなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村災害本部等の構成員への各インフラ事業者の参画及び復旧工事の予定、進捗状況等についての情報共有と調整機能の確立 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P89

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
停電による影響と対策 上下水道の被害と復旧 道路被害、交通渋滞への対応 燃料不足	民間企業	インフラ事業者	地震発生直後～1か月程度	<p>■復旧工事中燃料の確保困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時においても他地域から被災地域に間断なく燃料が供給されるという前提が関係者であり、特段の燃料確保対策が定められていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ復旧のために使用する重機等の燃料を円滑に調達することができず、復旧作業に支障が生じることがあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各インフラ事業者ごとに一定量の燃料の備蓄のほか、燃料の調達・確保計画の策定 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P89
道路被害、交通渋滞への対応	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■道路の被災状況の把握、復旧作業の効率性が欠如(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路被災調査の応援が中途半端であった。 ・道路復旧の流れが理解できていなかったところがあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災査定に苦労した。 ・査定時に二度手間になることがあった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・本部の場所づくり、道路の危険箇所の表示など、課独自の道路関係の行動フローチャート等の行動マニュアルを作成 ・市と業者が連携協力して行うため、協定を結んで緊急に対応できる手順を確立 ・応急措置に必要な資機材の備蓄、調達等について、一連の災害経験を踏まえてその在り方を再確認 	災害の検証(長岡市) P107
土砂災害への対応	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■応急措置を実施する人員の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事業者が不足した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手が遅くなった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成と災害対応技術の伝承 ・他自治体等との対応要員確保に係る協定の締結 	災害の検証(長岡市) P108-109
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■人材不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体数が多く、遺体の処置に関する知識のない県職員も遺体処置を行わざるを得なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の処置に関する知識がないままに、県の職員が遺体処置に当たっていた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体処置要領の作成及び徹底 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■遺体処置業務の把握(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体の発見から検案、身元確認方法、さらには身元不明者への対応などの業務の把握ができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の発見から検視、身元確認方法、さらには身元不明者への対応などの業務の把握ができずに混乱も生じた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体処置の流れの整理 ・遺体処置に必要な事項、所管を明確にし、事前に教育をする機会の設定 ・遺体処置要領の作成及び徹底 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■検視及び身元確認(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科所見の有用性の周知不足があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・身元特定のための歯科所見の有用性が周知されていなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時における歯科所見の有用性の周知 ・生前記録が共有できる方策の策定 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■検視及び身元確認(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の遺体収容に対応する検視体制が不十分であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・検案場所における遺体の移動に際し担架や板で対応したため、人員、体力に限界があり、簡易に移動できる機材が必要であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所における移動用の資機材の確保(ストレッチャー等) 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■ 検視及び身元確認(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所における検視スペースの確保が難しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体収容が多数となり、収容能力の関係及び利便性等から検視及び安置場所の変更が多く、その度に移動を余儀なくされた。 ・初期段階の検視場所と遺体安置場所は同一の場所としていたが、震災から約1か月後(身元不明遺体が増えてきた時期)に分離して集中管理したところ、移動の際に着衣や所持品等を一時的に紛失する場面があり、その発見に相当の労力を要した。 ・検視場所の建物の構造上、外部から丸見えとなるため暗幕を張って目張りとしたが、電源が無いため懐中電灯で検視作業を実施することとなり支障を来した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の遺体収容に対応した検視・安置所体制の検討 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■ 遺体安置所の確保とスペース(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設が被災したことによって遺体安置所を設置する施設が著しく制限された ・遺体安置場所が手狭であった ・施設の都合から安置所の閉鎖又は新規設置が度々あった 	<ul style="list-style-type: none"> ・棺の保管場所の確保が困難であった ・公共施設が被災したことによって遺体安置所を設置する施設が著しく制限され、津波浸水区域内にある施設を利用したところもあった 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体の計画的な検視・安置場所等の確保(清掃用具等を含む。) 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■ 遺体安置に必要な資機材とその調達(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の計画不足から、県を介して確保した棺やドライアイス等の数や配送時間・配送場所が曖昧であった。 ・ドライアイスの配分が安定するまでには期間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県を介して確保した棺やドライアイス等の数、配送時間及び配送場所が曖昧で、対応に苦慮した。 ・ドライアイスを保管する箱等が無く溶けてしまうケースも見られた。(自治体によっては大型保冷庫を準備した。) 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・棺等葬祭用品の調達数を把握するための、検視を行う機関の情報共有及び県への連絡系統の明確化 ・確保済みの葬祭用品について周辺自治体とも共有し、過剰や不足があった場合は相互調整等による迅速な確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■ 遺体安置に必要な資機材とその調達(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体収容が日々増加し、棺の必要数の算出が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・死者、行方不明者が多数であり、棺を大量発注したが、行方不明者数が相当あり、死者数の把握が困難な状況であり、相当数の棺が余剰物資となった。 ・遺体収容が日々増加し、棺の必要数の算出が困難であった。また、棺には様々な種類があったことから、遺族によっては、「差別しているのか。」等と抗議する方々もあり苦労した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・棺等葬祭用品の調達数を把握するための、検視を行う機関の情報共有及び県への連絡系統の明確化 ・確保済みの葬祭用品について周辺自治体とも共有し、過剰や不足があった場合は相互調整等による迅速な確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■遺体安置に必要な資機材とその調達 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納体袋、棺の数が安定するまでには時間を要した。 ・震災当初は、線香等の手配がなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・納体袋と棺が確保できるまで、遺体を毛布等に包んだ状態で安置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民くらしの安全課が窓口となったが、当初は在庫が不足したことから、毛布やブルーシートを手頃なサイズに切って一時的に代用した。 ・震災当初は、線香等の手配が無かったことから各捜査員が持ち込んで対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置に必要なとなる毛布及び一時的な代用品、線香等の消耗品については、協定等により事前確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■遺体安置に必要な資機材とその調達 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波に濡れた遺体の衣服を乾かす必要があったが、人力では限界があった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・衣服を絞るには人力では限界があることから洗濯機が必要であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の安置・検視に係る資機材を適宜、調達 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■現場～安置場の搬送 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所が多すぎた。 ・遺体搬送業務について、十分な職員数を確保できなかった。 ・発災初期において、多数の遺体が検視場所に一気に運ばれてきた。 ・警察官以外の者(消防団等)が発見した遺体について、その取扱方法が徹底されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体安置所が多すぎて、移動が大変であった。(道路が通れる状態ではない時期に最も遺体が出る) ・遺体搬送業務について、一部の職員に負担が集中した。 ・多数の遺体が検視場所に一気に運ばれてくると発見状況等が分からない場合があり、死因特定等に支障を来す場合があった。 ・警察官以外の者(消防団等)が発見した遺体についても発見場所、発見状況が不明である場合が多いことから、可能な限り発見現場の写真撮影、簡単な凶面が必要であった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・安置所は1ヶ所とし、スペースの広い場所を確保 ・遺族感情及び検視活動の効率化の観点から、長期的に使用可能な施設、数百人単位の遺体収容が可能な施設の借上げ ・自治体に対して早期に働きかけを行い、ライフラインを確保 ・警察官以外の者が遺体を発見した場合の取扱方法の検討及び周知 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■火葬能力の限界 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力を超える遺体が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の火葬依頼が殺到したが、火葬能力が追いつかなかった。 ・電気が回復しない間は、非常用発電機で対応したが、途中で故障したため火葬を中断した。 ・新たに発電機を手配したが、火葬予定がすでに組まれているため、遺族対応や日程調整で苦慮した。 ・県北部、県外の火葬場を斡旋しても、遺族から遠すぎるとの理由で断られる場合もあった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の火葬の段階では、各市町村の火葬場の火葬能力を大幅に上回る数の遺体が集まる中、通信手段の途絶、遺体搬送や火葬に係る燃料不足も相俟って、当初に土葬が検討された。しかし、可能な限り火葬を希望する遺族の意向等もあって、県内陸部及び県外での広域的な火葬、そのための遺体搬送等の調整に当たった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対し、毎日遺体数の情報提供、埋火葬の準備、被災地及び県内の火葬能力の把握等に係る早期の働きかけ ・火葬能力が追い付かない場合の広域応援体制の確保(遺族等への説明、遠距離移送のための十分な要員の確保等) ・仮設の火葬場の設置 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■広域での火葬対応の調整困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力を超える遺体が発生した ・停電の長期化、通信手段の途絶 	<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段が途絶し、火葬場、葬儀社等への連絡調整ができなくなっていた ・電話が通じないため、火葬場との連絡に足を運ばなければならなかった ・県内の火葬場の火葬能力には限界があったことから、隣接する青森県及び秋田県の斎場での火葬も検討したが、隣県の火葬場の受入可能数は把握できたものの、個々の火葬場との調整は直接行わなければならず、逼迫した状況の中では、相当な負担であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の火葬の段階では、各市町村の火葬場の火葬能力を大幅に上回る数の遺体が集まる中、通信手段の途絶、遺体搬送や火葬に係る燃料不足も相俟って、当初に土葬が検討された。しかし、可能な限り火葬を希望する遺族の意向等もあって、県内陸部及び県外での広域的な火葬、そのための遺体搬送等の調整に当たった 	<ul style="list-style-type: none"> ・県を中心とした一元的な調整 ・予備の通信手段の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■火葬に対応する職員数の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬能力を超える遺体が発生した。 ・行方不明者や身元不明者が多数存在し、遺体の収容が長期にわたった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地市町村の担当職員の業務負担が多く、また、多くの施設が被災しているため、早期の受入体制が確立できていなかった。 ・火葬が円滑に行われなかったため、遺族の身元確認後の預かり安置(火葬待ち)の要望が多く、それに応える担当者の業務が多かった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県に対し、毎日遺体数の情報提供、埋火葬の準備、被災地及び県内の火葬能力の把握等に係る早期の働きかけ ・県を中心とした一元的な調整 ・予備の通信手段の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
遺体や行方不明者に関する処置	行政	市町村災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■火葬場までの搬送(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬送手段(車両)の不足、燃料不足が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・停電、燃料不足により、火葬場の稼働、火葬場までの搬送が困難な状態であった。 ・搬送手段が確保できなかったことから、最終的には、県主導による青森県及び秋田県への遺体搬送を断念した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場の非常用電源の充実や燃料の備蓄、搬送手段の確保、ある程度の遺体の処置や安置機能の確保 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P97-102
被災地外からの広域支援	行政	県災害対策本部 応援職員	地震発生～3週間程度	<p>■自立的、継続的な派遣を行う自治体との情報共有不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐在する自治体等(長期にわたり派遣される他都道府県職員等)について、県災害対策本部における位置づけがなく、県災害対策本部との連携が弱かった。 ・広域的大規模災害を想定した実効的な他都道府県等との相互応援協定が締結されていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁及び県内に駐在し、長期にわたる自立的、自発的な支援を行う用意がある自治体が、どのように災害情報、被災地ニーズを得ればよいか方法が分からないため、迅速、効率的な情報収集等が難しく、どのような支援が必要か情報が不足する面があった。 ・広域的大規模災害であったため、東京都、静岡県及び関西広域連合など、特に遠隔地の都道府県等からの応援が、災害復旧及び被災地支援に大きく寄与した。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策上の力強い支援を行う関係機関として、県災害対策本部としての位置づけを明確にし、連携を強化 ・今後における広域的大規模災害に備え、近隣都道府県等だけでなく、遠隔地の都道府県等との相互応援協定の締結 	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P116-117
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■応急危険度判定と被害認定調査の混同(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初は判定業務の目的や、判定後の行政の対応などについて住民に対し広報が十分にできないまま進められた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者から毎日早朝から種々雑多な要望・問い合わせがあった。(市民の混乱) ・以後の家屋被害調査の際に混乱や誤解を生じることになった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定は被害認定に基づく支援金の額等には関係がなく、住民がその建物を利用して安全かどうかを評価するものであることを、応急危険度判定調査を実施する際に十分周知する 	災害の検証(長岡市) P85-102
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■家屋被害認定の結果説明に関する混乱(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査結果が支援金の配分など後の対応に直結する作業だということが広まってから、判定を上げてくれという話も出てくるようになった。 ・再調査において、町内の他の建物被害と比較された際の説明等に苦慮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・判定修正希望者への対応は一軒当たり1時間半から2時間と説得に時間がかかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の経験を踏まえたマニュアルを作成し、初期の被害概況把握と、家屋被害認定調査を明確に区分する等、周到に準備 ・被害調査・判定方法の訓練・研修を受けた職員、民間の建築専門家等を育成・登録 	災害の検証(長岡市) P85-102
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	県災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■膨大な数の一部損壊建物への対応が困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部損壊戸数が膨大な数に上った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部損壊は、アパートや市街地に多かったため、人の特定と被害の認定が難しかった。 ・件数が多く、一部損壊の判断が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市政だよりに「被害状況についての返信はがき」を同封し、被害が認定されれば義援金支払いに関する書類を送るということにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害調査・判定方法の訓練・研修を受けた職員、民間の建築専門家等の育成・登録 	災害の検証(長岡市) P85-102

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
被害状況等の調査、り災証明の発行	市民	被災者	地震発生～1か月程度	<p>■り災証明発行(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> り災証明の用途が周知されていなかった。 一部損壊の住宅は当初被害認定通知書を送付しなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 何に使用するかわからないまま証明書を申請する住民の方が多く見受けられ、申請場所が混雑・混乱した。 一部損壊の場合、自己の住宅の被害認定結果を理解していない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部損壊の住宅については、り災証明書を兼ねた被害認定通知書を送付することとなった。 	<ul style="list-style-type: none"> り災証明の発行に係るマニュアルの作成 被害調査・判定方法の訓練・研修を受けた職員、民間の建築専門家等の育成・登録 	災害の検証(長岡市) P85-102
仮設住宅	行政	災害対策本部	地震発生～1か月程度	<p>■用地選定と冬期間の建設の困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設地が防災計画で決定されていなかった。 降雪時期で昼夜兼行の建設となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 用地の選定に苦慮した。 県・プレハブ協会・長岡市の3者間での調整に混乱が生じた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 選定は普段から決めておく 関係部課、関係機関との連携協力体制の構築 	災害の検証(長岡市) P101
土砂災害への対応	行政	県・市町村職員	地震発生後1か月	<p>■天然ダム決壊の危険性の中での住民からの解除要望(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 天然ダム決壊シミュレーションの結果を踏まえ、県は魚沼市(旧堀内町)に対し天然ダム決壊による土石流発生危険性を指摘されていた。 これにより、竜光地区に避難勧告が発令されていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 集落の住民からは、集落内では大きな土砂災害が発生していない状況であったため、勧告解除の要望が出され、県は対応を迫られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査(ヘリコプター調査・現地踏査)及び水位計やワイヤーセンサー、TVカメラによる天然ダムの監視を行うことで、天然ダムの危険度判定や決壊時間・影響範囲を推定。災害対策テレメータや新設・既設回線、メールシステム、警報機、無線機器を利用することで天然ダム監視情報の伝達方法を構築し、状況に応じた警戒態勢を取れるようにした。 魚沼地域整備部と砂防課は、避難対象住民に河道閉塞状況と今後の見通しについて説明会を実施。以後、毎晩避難所である芋川小学校において芋川閉塞の湛水状況と工事の進捗について説明会を開催した。このような説明会の中で、避難勧告解除の目安を発表。この基準が11月9日に満たされたため、避難勧告が解除された。 勧告解除後は、約100世帯(400人)の地区住民が参加して緊急時の避難訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 天然ダムに対する災害監視体制(モニタリングシステム)の整備 市町村への情報提供、危険度の周知 避難勧告解除後の警戒避難体制の確立 	地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 5-8、5-9
治安維持・被災地での問題行為 地域防災力	市民	被災者、避難者	地震発生～1か月程度	<p>■被災地の治安の悪化(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の住民は避難所への避難で家を留守にすることが多く、留守を狙った空き巣等が発生することがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県中越沖地震では、震災後の混乱に乗じた窃盗事件が相次ぎ、被害総額は約130万円に上った。また、全壊の寺院での木魚や鐘の盗難、ボランティアを装い不当な代金を要求する悪質業者の出没等が発生した。 	<ul style="list-style-type: none"> 新潟県中越地震では、被災者が避難したために空き家状態になっている家屋を犯罪から守ろうと、24時間体制のパトロール隊「毘沙門隊」が活動した。 能登半島地震では、被災家屋のパトロールを強化し、警察と輪島市防犯協会のボランティアが協力して不審者の警戒に当たった。 また、長岡市や石川県では、地域安全情報として過去の地震で発生した事件や事例をホームページ上で紹介。被災地住民に注意を呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> 姿を見せるパトロールの実施 自治体HP等での注意喚起の実施 	地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会報告[地震対応の事例集] 中央防災会議 地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会 平成24年3月 5-10
被災した市町村の行政機能	市民	被災者	地震発生後3週間～6週間	<p>■証明書の発行ができない(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎が津波にのまれた大槌町では、災害対策本部を置く中央公民館の一角で一部窓口業務を始めたが、扱っているのは出生届、死亡届の受理と埋火葬許可証の発行に限られていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 津波で免許証など身分証明書の一切を失った被災者は、支援を受けるための住民票等各種証明書を受け取ることができなかった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体からの応援職員・資機材の受け入れや、他都道府県への事務手続きの委託 事務手続きの簡素化 	岩手日報 <特集> 3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
被災した市町村の行政機能	市民	被災者	地震発生後3週間～6週間	<p>■死亡届や埋葬受付が滞る(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸前高田市役所も戸籍などの書類が流失しデータ保存のサーバーも壊れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1日100人を超すこともある死亡届は戸籍との照合ができず、受理ではなく受け付け段階。埋火葬受け付けは、火葬予約が1か月以上先まで埋まった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体からの応援職員・資機材の受け入れや、他都道府県への事務手続きの委託 ・事務手続きの簡素化 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～
がれきの撤去	市民	被災者	地震発生後3週間～6週間	<p>■危険物の散乱(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・津波によって、住宅のLPガスボンベや、工場・事業所等でドラム缶・ポリタンクに保管している危険物が流出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・破損すれば発火の恐れがあるガスボンベ、中身の分からないドラム缶やポリタンクが被災地に散乱し、うかつに手を出せず、がれき撤去作業の支障になった。 ・業者が自主回収を進める一方、住民からは「何が危険か分からない」と安全面を心配する声もあがった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県は業者に対し情報提供を促すとともに、住民には「何か分からない物には近づかず、触らないでほしい」と注意を呼び掛けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民への周知・広報の徹底 ・該当業者に対する早期回収の要請及び事前準備 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後3週間～6週間	<p>■仮設住宅へのペット同伴入居(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸前高田市は、動物が苦手な人とのトラブル回避や衛生面などを考慮し、ペット連れの仮設住宅入居を原則禁止と決めた。一方で、釜石市は容認する方針と自治体により対応が分かれていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・陸前高田市で、ペットを飼う入居希望者が頭を悩ませていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則禁止の方針は変わらないが、入居する区画などを配慮し、近隣住民の理解が得られれば許可し、ペット嫌いの世帯と飼育する世帯の住居区画を離すなど、入居に当たり幅広く配慮する方針とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペット連れ入居者とそうでない入居者の仮設住宅入居区画・地区の区分、鳴き声が響かないような夜間のペット管理 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～
仮設住宅	市民	被災者	地震発生後3週間～6週間	<p>■仮設住宅の着工の遅れ(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合板など必要資材の供給見通しが立たないほか、建設に適した平地が被災して場所の選定が困難となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災から約一か月後の状況は10市町村で2,500戸の着工が決定したのみで、仮設住宅の建設が進んでいなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用地は民有地にも幅を広げ、地元着工が前提だが、近隣市町村にお願いすることも検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設用地の対象地域の拡大の検討、プレハブ協会等への資機材早期協力の依頼 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～
通信・情報	市民 防災機関 行政	被災者 消防・警察 市町村職員	地震発生後3週間～6週間	<p>■震災被害による情報伝達の空白域の発生(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で沿岸市町村の防災行政無線の多くが被災し、復旧の見通しも立っていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も4月7日夜のような大規模余震が発生する恐れがある中、自衛隊や消防など関係機関との協力も視野に入れた情報伝達対策が課題となっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達の空白域を解消しようと大船渡市では災害ラジオ「おおふなとさいがいエフエム」を活用し津波情報を提供。防災無線が壊れた地域に入り行方不明者の捜索やがれきの撤去に当たる人の安全確保を課題と位置付け、今後は年内に開始予定だった緊急時メール配信サービスの準備を急いだ。 ・宮古市や釜石市などでは避難所に個別受信機を設置した。 ・田野畑村では消防団や警察が多数出動した3月下旬までは、消防無線で互いに声を掛け合いながら注意を喚起。現在は被災地で捜索を行う人に村がラジオを貸し出し、携帯させるようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、地域、自衛隊など関係者間の連携 ・地元コミュニティラジオの活用 ・事前の多様な情報伝達手段の確保 	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
通信・情報	市民 防災機 関 行政	被災者 消防・警 察 市町村 職員	地震発 生後3週 間～6週 間	<p>■情報連絡体制がうまく取れない (背景)</p> <p>・釜石市は、4月7日の大規模余震において、注意報ながら震度6弱と揺れが大きく、約1か月前の津波の記憶も鮮明なことから、従来のマニュアルを度外視した最も強制力が高い「避難指示」の発令を判断した。</p>	<p>・夜間の防災行政無線の発信業務を担う消防となかなか連絡が通じず、消防は通常のマニュアルに準じて「自主避難」を呼び掛ける広報文を流すにとどまっておき、行き違いがあり反省が残った。</p>	—	<p>・行政、地域、自衛隊など関係者間の連携</p> <p>・被災後早期の行政と防災機関間の連絡手段・体制の確保</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
治安維持・被災地での問題行為	市民 行政	被災者 市町村 職員	地震発 生後3週 間～6週 間	<p>■被災地に向かう道路の渋滞 (背景)</p> <p>・被災者支援や親類を心配して訪れる人や興味本位で被災地入りし、自動車の助手席からビデオや写真撮影をする人により、内陸から沿岸に向かう国道などが渋滞した。</p>	<p>・がれき撤去や重機による復旧作業で片側交互通行になっている道路もあり、継続的に混雑すると、復旧作業への影響が懸念された。</p>	<p>・宮城県亘理町では、被災地を「見物」するため訪れる人が増えたため、通行許可証を発行し、許可のない車の制限を始めた。</p>	<p>・被災地する人への配慮のお願い</p> <p>・警察との協力による通行許可証の発行</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
治安維持・被災地での問題行為	行政	市町村 職員	地震発 生後3週 間～6週 間	<p>■飼い主がわからないペットが多数発生 (背景)</p> <p>・東日本大震災で飼い主が分からなくなるなどし、動物病院などに保護された犬や猫が計57匹(4月10日現在)に上った。</p>	—	<p>・県は、ホームページで保護した犬、猫の情報を写真付きで公開。また、被災者が避難所でも情報を得られるよう検討した。</p>	<p>・HP・避難所等での飼い主への広報</p>	<p>岩手日報 <特集>3.11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
風評被害の発生	市民	被災者	地震発 生直後 ～1か月	<p>■間違った情報の流布</p> <p>・東日本大震災のあと、「被災地で強盗や性犯罪が増えている」などといった根拠のないその情報が、インターネットの掲示板に相次いで書き込まれていた。</p>	—	<p>・警察は掲示板の管理者に削除を求めるとともに不確かな情報を信用しないよう注意を呼びかけた。</p>	<p>・誤情報の訂正と、注意喚起等積極的広報の実施</p>	<p>NHKニュース 4月2日 11時6分 ネットにうその情報 注意を</p>
治安維持・被災地での問題行為	市民	被災者	地震発 生直後 ～1か月	<p>■震災に便乗した詐欺の発生</p> <p>・東日本大震災に便乗して、被災地への募金をかたって現金の振り込みを要求したり、リフォーム業者を装って住宅に上がり込み、点検料を請求したりする詐欺や悪質商法の相談が相次いだ。</p>	—	<p>・警視庁は1日、東京都内の繁華街など23か所で一斉に注意を呼びかけた。</p>	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p>	<p>NHKニュース 4月2日 4時43分 震災便乗犯罪に注意呼びかけ</p>
学校教育、児童生徒	市民	被災者	地震発 生直後 ～1か月	<p>■震災孤児の現状把握の困難</p> <p>・今回の大震災で両親を失うなどした子どもたちの人数や現在、どのような生活を送っているかといった状況の把握はなかなか進んでいなかった。</p>	—	<p>・厚生労働省は文部科学省と連携して、全国の教育委員会や小中学校や高校などの学校関係者に対して情報提供を呼びかける通知を出した。</p>	<p>・総務省自治体システムの早期立ち上げと登録の呼び掛け</p>	<p>NHKニュース 4月2日 4時43分 震災孤児の情報提供呼びかけ</p>

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
治安維持・被災地での問題行為	市民		地震発生直後～1か月	<p>■処分保留の容疑者の釈放による治安悪化への懸念 (背景) ・福島地方検察庁は、大震災の影響で裏付け捜査などが十分にできないなどとして、逮捕されていた容疑者31人を処分保留で釈放していた。</p>	<p>・釈放されたうちの1人が、今月2日、コンビニエンスストアの事務所に無断で侵入した疑いで再逮捕され、釈放の判断が適切だったかどうか大きな疑問がつくといった声が聞かれた。</p>	—	<p>・災害の状況に応じた容疑者等の釈放措置は検討が必要(可能であれば適宜、被災地外の関係施設等への一時拘留)</p>	NHKニュース 4月5日 15時44分 震災で釈放の容疑者再び逮捕
風評被害の発生	市民	被災事業者	地震発生直後～1か月	<p>■被災地ナンバーでの運送の拒絶 ・福島第一原子力発電所からおよそ40キロの福島県いわき市の運送会社が、荷主の会社から、福島県の沿岸部などで使われる「いわき」ナンバーのトラックでの輸送を拒まれ、東京都内に直接、荷物を運べなくなった。</p>	—	—	<p>・正しい情報の積極的広報と、風評被害是正の喚起</p>	NHKニュース 4月7日 17時0分 いわきの運送会社に風評被害
風評被害の発生	市民	観光業者	地震発生直後～1か月	<p>■被災地外観光へのキャンセル等の影響 ・東日本大震災の影響による観光客の減少で、北海道内のホテルや旅館の宿泊客のキャンセル数は、6月末までにおよそ26万人に上ることが分かった。</p>	—	—	<p>・風評被害是正の喚起、キャンペーン等の実施</p>	NHKニュース 4月2日 15時4分 震災で宿泊取り消し26万人
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■被災者が預金を引き出せないことへの対応 ・東日本大震災や福島第一原子力発電所の事故の影響で、地元を離れて避難生活をしている人たちが、預金を引き出せずに生活資金に困ることが懸念された。</p>	—	<p>・全国102の銀行が、被災地の銀行に代わって、窓口で預金の引き出しに対応していくことになった。</p>	<p>・国や日本銀行等と協議し、遠方へ避難している被災者の銀行対応について早急に周知</p>	NHKニュース 4月3日 4時26分 銀行被災者の引き出しに対応
燃料不足対応事業所の営業停止等個々の生活再建ニーズ対応	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■被災地バスの早期再開(背景) ・大船渡市で路線バスを運行する岩手県交通は、津波で営業所が浸水したうえ、燃料不足が重なり、震災以降、バスの運行を取りやめていた。</p>	<p>・運行を再開してほしいという住民の要望が多く聞かれた。</p>	<p>・市が当面の運賃を負担するなどして、4日から市内の6つの路線で運行が再開された。</p>	<p>・被災者の足となる公共交通機関の早期再開の検討</p>	NHKニュース 4月4日 15時18分 岩手・大船渡 路線バスが再開
人的・物的被害の集約	行政	市町村職員	地震発生直後～1か月	<p>■行方不明者の集計困難(背景) ・津波で役場が全壊した市町村では、町の人口の半分以上が避難生活を送っている等の理由から、行方不明者の集計に時間がかかっていた。</p>	<p>・宮城県の仙台市、東松島市、南三陸町、山元町、それに岩手県の山田町の合わせて5つの市と町については、大地震から3週間以上たっても行方不明者の人数を全く集計できていなかった。</p>	—	<p>・庁舎や職員の被災、避難者数の膨大さ等、被害実態の把握が困難な市町村に対しては、県及び周辺市町村等の職員支援により対応</p>	NHKニュース 4月5日 20時25分 5市町 行方不明者集計できず

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■破傷風罹患者の増加(背景)</p> <p>・破傷風は感染して3日から3週間後に、口が開きにくくなったり、舌がうまく動かないなどの症状が現れ、治療が遅れると全身の筋肉がこわばり、呼吸ができなくなって死亡することもある。特に破傷風を含む3種混合ワクチンの予防接種を受けていない40代後半以上の人は、感染すると症状が重くなるおそれがある。</p>	<p>・国立感染症研究所によると、震災後これまでに被災地でけがをした50代から80代までの6人が破傷風と診断された。</p>	<p>・国立感染症研究所は、がれきの処理などにあたる人たちに注意を呼びかけた。</p>	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p>	<p>NHKニュース 4月5日 4時11分 被災地 破傷風に注意呼びかけ</p>
避難所	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■避難所生活での栄養不足による感染症の恐れ(背景)</p> <p>・避難所での生活が長期化するなかで、栄養のバランスが崩れると免疫力が落ちて感染症にかかりやすくなるおそれがあった。</p>	—	<p>・日本栄養士会は避難所で提供される食事の調査を始めた。栄養士10人が2人1組になって気仙沼市内の避難所を回り、担当者から集まってくる物資の種類や量、1週間の献立など聞き取りを行った。</p>	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p> <p>・保健師・栄養士の避難所への派遣・調査</p>	<p>NHKニュース 4月5日 18時59分 避難所で栄養士が食事を調査</p>
仮設住宅	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■仮設住宅建設用資材の不足(背景)</p> <p>・東日本大震災の被災者が入居する仮設住宅について、建設資材の生産工場も一部が被災していることなどから、資材が不足する懸念があった。</p>	—	<p>・国土交通大臣は、東日本大震災の被災者が入居する仮設住宅について、不足する資材は海外にも協力を求めるなど、資材の確保に全力を挙げる考えを示した。</p>	<p>・全国プレハブ協会への要請</p> <p>・海外からの支援の受入</p>	<p>NHKニュース 4月6日 1時32分 仮設住宅資材 海外協力要請も</p>
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者 保険会社	地震発生直後～1か月	<p>■保険金支払いの遅延(背景)</p> <p>・東日本大震災で、5日までに被災者から損害保険各社に出された地震保険の保険金の請求件数はおよそ32万件と、阪神・淡路大震災で支払われた件数全体の5倍近くに上った。</p>	<p>・損保各社が5日までに支払った地震保険の保険金は、被災地が広範囲にわたるうえ、震災から時間がたつにつれて請求が急増していることなどで保険会社が行う損害についての調査が追いつかないため、およそ3万1000件、総額では330億円余りと請求のおよそ10分の1にとどまり、支払いが進んでいなかった。</p>	—	<p>・生活困窮が予想される被災者を優先的に調査(行政機関から被災者へ、当面の財政負担に不安がない場合の請求待ちのお願い等の周知)</p>	<p>NHKニュース 4月6日 16時57分 地震保険 保険金請求32万件</p>
生活資金の確保、義援金等の配分等	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■義援金配分の遅れ(背景)</p> <p>・地震や津波の被害が広範囲に及んでいることから、それぞれの被災地に義援金をどう配分するかが決まらなかった。</p>	<p>・配分の方針が決まらず、地震発生から3週間以上たっても義援金が被災者に届けられていなかった。</p>	<p>・義援金を受け付けている団体は、厚生労働省の協力を得て、義援金の配分を検討する委員会を立ち上げることを決めた。</p>	<p>・被災地が広域に及ぶ場合においては、関係する地方公共団体等で連携して義援金の配分方法を早急に決定</p>	<p>NHKニュース 4月7日 4時25分 義援金配分 検討委員会設置へ</p>

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
学校教育、児童生徒	市民	被災者 学校関係者	地震発生直後 ～1か月	<p>■学校改修の必要 (背景) ・東日本大震災で校舎が壊れた学校は、被災地の公立の小中学校などでおよそ5500校に上り、このうち180校は、建て替えや大規模な改修工事が必要であることが文部科学省のまとめで分かった。</p>	<p>・4月に入っても学校の授業が始められないなどの影響が出た。</p>	<p>・当面、公共施設など別の建物を借りたり、仮設の校舎を建てたりして、授業を行っていくこととした。</p>	<p>・比較的近隣の学校同士による合同授業、公共施設等の借用、仮設校舎の確保</p>	<p>NHKニュース 4月7日 4時25分 180校 建て替えや改修必要</p>
食糧・物資の不足及び確保 災害時要援護者対応	市民	被災者	地震発生直後 ～1か月	<p>■被災による入れ歯の紛失 (背景) ・被災者の中には入れ歯を失った者もいた。</p>	<p>・流動食しか食べられなかったり、かまずにのみ込んだりしている人がいて、栄養不足や消化不良が心配された。</p>	<p>・青森県の自衛隊三沢病院の医療チームは、十分な食事をとることができないお年寄りのために、入れ歯作りをおこなった。</p>	<p>・入れ歯を喪失した被災者のニーズ把握を実施</p>	<p>NHKニュース 4月12日 18時37分 自衛隊医療チーム 入れ歯作り</p>
上下水道の被害と復旧 医療活動	市民	被災者	地震発生直後 ～1か月	<p>■広範囲の下水道被害 (背景) ・東北から関東にかけて下水道管がおよそ800キロにわたって損傷するなど下水道施設も大きな被害を受けた。</p>	<p>・被災地では、穴を掘って汚水をため、応急的に塩素で消毒処理をただけで川などに流す措置が取られているところもあって、被災地では衛生状態の悪化が懸念された。</p>	—	<p>・下水道の早期復旧作業と並行し、衛生環境の悪化をできるだけ防ぐ処理方法について周知</p>	<p>NHKニュース 4月12日 22時31分 下水道被害 総延長800キロ</p>
避難所	市民	被災者	地震発生直後 ～1か月	<p>■避難所に入れない (背景) ・福島第一原発と第二原発の周辺に避難指示が出されるなか、ようやくたどり着いた避難所がいっぱい、いくつもの避難所を回る人の姿も見られた。</p>	—	—	<p>・民間施設等含めた早期避難場所の確保</p>	<p>NHKニュース 3月12日 20時28分 避難所入れず 転々とする人も</p>
避難所	市民	避難者	地震発生直後 ～1か月	<p>■危険な避難所の閉鎖 (背景) ・宮城県東松島市では、津波で被害を受けた避難所が危険な状態にあることがわかった。</p>	<p>・避難所が閉鎖されることになり、避難していた人たちが別の避難所に移動することになった。</p>	<p>・避難している人たちにおよそ5キロ離れた別の避難所に移動してもらうことにした。</p>	<p>・避難所の安全確認の実施と、移動が必要な場合の早期避難場所の確保</p>	<p>NHKニュース 3月15日 15時19分 “危険な避難所” 避難者移動</p>
医療活動	市民	被災者 医療関係者	地震発生直後 ～1か月	<p>■医療品の不足 (背景) ・宮城県と岩手県では人工呼吸器などに使う医療用の酸素ボンベが不足していた。 ・宮城県では破傷風を予防するワクチン、宮城県からは人工透析に使う「ダイアライザー」と呼ばれる血液をろ過する医療機器と透析用の輸液が不足していた。</p>	<p>・厚生労働省は、宮城県と岩手県から、酸素ボンベを計1,790本送ってほしいという要請を受け、メーカーなどに手配したが、現地に届いたのは298本にとどまった。 ・宮城県には、3月15日までに、破傷風を予防するワクチンは100本、ダイアライザー2,000台、透析用の輸液270本が届くこととなり、依然として足りない状況であった。</p>	<p>・厚生労働省は、ほかの地域の医療機関やメーカーなどに協力を求めて被災地への供給を急いだ。</p>	<p>・医療機関・保険所等への衣料品の備蓄 ・全国医師会等への呼びかけによる協力の要請</p>	<p>NHKニュース 3月15日 18時21分 医療品不足 被災地へ供給急ぐ</p>

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	市民	被災者 医療関係者	地震発生直後 ～1か月	<p>■医療機関の被災により患者に適切な処置ができない (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地では地震や津波の被害が広範囲にわたっていることから、地域の医療機関の多くで医薬品や医療機器の不足が深刻な問題になっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 透析が必要な患者を1つの県の医療機関だけで受け入れるのは難しい状況となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 透析医会が全国の医療機関に要請したところ、25の道府県の医療機関から、入院と外来のあわせて7,000人余りを受け入れることが可能だという回答が寄せられ、患者を被災地から離れた医療機関に移して治療しようという動きが広がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国医師会等への呼びかけによる協力の要請 	NHKニュース 3月16日 17時51分 被災地外の医療機関も治療を
避難所	市民	避難者	地震発生直後 ～1か月	<p>■病院を移動する患者の避難所での死亡 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島県内の病院から128人の入院患者が、避難所になっているいわき市にある県立高校に避難することになり、別の病院に移るために一時的に避難所で待機していた。 避難所には、医師を含む4人の医療スタッフがいたが、医療機器は最低限しかなく、患者たちは避難所の畳の上に毛布を敷き、ヒーターなどを置いて寝ていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 福島県いわき市の避難所で、病院から避難してきた高齢者を含む入院患者14人が死亡した。亡くなった14人はほとんどが高齢者で、寝たきりの人も含まれていた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 早期の避難先病院の確保 全国医師会等への呼びかけによる協力の要請 	NHKニュース 3月17日 4時23分 福島 避難所で患者14人死亡
被災した市町村の行政機能	行政	市町村職員	地震発生直後 ～1か月	<p>■役場機能移転の必要 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口およそ6,900人の福島県双葉町は、福島第一原発事故が起きて町全体が半径20キロ圏内の避難指示の対象に含まれているため、今月12日から役場機能を内陸部にある川俣町に、また少なくともおよそ4,000人の住民は福島県内各地の避難所で生活していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難生活の長期化が予想されることや、住民の安全のために役場の機能を充実させる必要がでてきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の安全を守るためには役場機能を充実させる必要があるとして、1,100人余りの住民とともに町役場をさいたま市に移すこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地内での行政機能の継続が困難な場合の移転先を事前に検討（双葉町のケースは原子力災害に伴い、遠方のさいたま市にまで移動しているが、適宜、隣接市町村等への移転が考えられる） 	NHKニュース 3月19日 11時22分 双葉町 役場ごとさいたま市へ
医療活動	市民	被災者 医療関係者	地震発生直後 ～1か月	<p>■停電による医療用酸素の需要増 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地や首都圏では、停電や計画停電が長引いていた。 	<ul style="list-style-type: none"> 被災地では停電の影響で電気で動く人工呼吸器などが使えないため、その代わりとなる医療用酸素が不足しており、首都圏でも計画停電の影響で医療用酸素の需要が高まっているため、生産が追いつかない状況になった。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器メーカーでは休日を返上して工場を稼働させて酸素ポンベの供給を急いだ。 患者などに必要以上のポンベを確保しないよう求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 酸素ポンベを必要とする患者数等を定期的に把握 輸送困難な地域の在宅患者等に限り、一定量の自主的な備蓄を促進 	NHKニュース 3月19日 14時16分 医療用の酸素ポンベ供給急ぐ

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
遺体や行方不明者に関する処置	市民	被災者	地震発生直後～1か月	<p>■多数の死者に火葬が間に合わない(背景)</p> <p>・震災で大きな被害を受けた宮城県東松島市では、これまでに650人以上の死亡が確認されていた。</p>	<p>・多数の死亡者に対し、1か所しかない火葬場での対応が難しくなっていた。</p>	<p>・東松島市は、遺族の了解を得られた犠牲者について、費用を全額負担して、一時的に土葬し、2年以内に火葬する方針とした。</p>	<p>・火葬が間に合わないことが予見される場合の土葬対応について、あらかじめマニュアル等で整理</p>	NHKニュース 3月22日 18時51分 東松島 犠牲者を一時的に土葬
遺体や行方不明者に関する処置	市民 行政	被災者 市町村職員	地震発生直後～1か月	<p>■自治体の遺体処置の対応困難(背景)</p> <p>・震災により身元が確認できない多くの遺体が被災地の各施設に安置されていたが、遺体の搬送や埋葬に自治体は十分に対応できていなかった。</p>	<p>・自衛隊も、一部で遺体の搬送を行っていたが、「長期化すれば物資の輸送など自衛隊の本来の業務に支障が出る」という声が出ていた。</p>	<p>・厚生労働省は、生活支援に当たっている自衛隊が遺体搬送を全面的に協力するのは難しいため、民間の運送業者や建設業者などにも協力を求めていくこととした。</p>	<p>・民間企業への早期協力の依頼</p>	NHKニュース 3月23日 19時33分 遺体搬送など民間に協力も
治安維持・被災地での問題行為	市民		地震発生直後～1か月	<p>■被災地外での詐欺の横行(背景)</p> <p>・東日本大震災に便乗して、日本赤十字社をかたって義援金の振り込みを依頼したり、水や乾電池などが買えなくなると不安をあおって高値で売りつけたりする詐欺や悪質商法に関する相談が被災地外で相次いだ。</p>	—	<p>・警視庁は、今後さらに震災に便乗した犯罪が広がるおそれがあるとして、ホームページで具体的な事例を紹介して注意を呼びかけた。</p>	<p>・注意喚起等積極的広報の実施</p>	NHKニュース 3月24日 17時22分 震災便乗の詐欺などに注意を
学校教育、児童生徒	市民	震災孤児	地震発生～1か月程度	<p>■多数の震災孤児の発生(背景)</p> <p>・東日本大震災では、多数の震災孤児が発生した。</p>	<p>・震災孤児がばらばらに里親に引き取られたり、空いた児童養護施設に入ったりすることで、震災孤児のケアが心配された。</p>	<p>・東日本大震災で親を失った児童生徒を受け入れるため、岩手県内に小中学生向けの寄宿舎を建設する構想を明らかにした。当面は岩手県滝沢村の国立岩手山青少年交流の家での受け入れを検討している。</p>	<p>・震災孤児支援体制の確立</p>	読売新聞 2011/4/1 震災孤児向けの寄宿舎建設構想 文科省、岩手に
事業所の営業停止等	市民		地震発生～1か月程度	<p>■企業の被災による食品や日用品の品薄</p>	<p>・東日本大震災の影響で、多くの食品や日用品などが、容器や資材などの供給が不足しているために品薄になった。</p> <p>・納豆の容器や牛乳の紙パックなどが足りない他、インク不足で雑誌が作れないケースもあった。</p> <p>・製品作りに欠かせない容器などの工場が打撃を受けたため、増産したくても増産できない状態で、供給を阻む大きなネックとなった。</p>	—	<p>・容器や資材の確保が円滑に進むよう、関係企業等は代替手段等を検討しておくことを促進</p>	読売新聞 2011/4/1 食品・日用品品薄続く 容器・包装フィルム不足で

【地震発生～1か月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
事業所の営業停止等	市民	市民鉄道会社	地震発生～1か月程度	<p>■被災地外の公共交通の運行減少(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車通行に欠かせない消耗品(モーターに電流を流す「直流電動機ブラシ」と呼ばれる部品)の生産工場が被災し、供給が激減していた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画停電のない西日本でも、鉄道の一部区間を運休したり、運行本数、車両数を減らしたりする「間引き運転」が行われることになった。 ・鉄道の間引きは人の動きを滞らせ、消費をはじめ経済活動が低迷する一因になるだけに、影響の拡大が懸念された。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・各企業が必要とする消耗品について、代替手段や製品の確保策を、事前に検討しておくことを促進 	読売新聞 2011/4/1 西日本でも鉄道「間引き」消耗部品の工場被災
事業所の営業停止等	市民	販売業者	地震発生～1か月程度	<p>■消費の落ち込み(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産拠点の被災で製品の出荷が滞っている上、震災を受けた消費者の「自粛ムード」が広がっていた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で、新車や百貨店の売り上げが急速に落ち込み、特に新車は3月としては1969年以来、42年ぶりの低水準となった。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地外を含めた社会経済状況を俯瞰的に分析し、必要に応じて通常通りの生活消費活動を促す等、意識を誘導 	読売新聞 2011/4/2 車販売42年ぶり低水準 3月大震災で消費自粛
人的・物的被害の集約	市民		地震発生～1か月程度	<p>■応急危険度判定に対する対応(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災を受け、建物損壊の可能性について行政が判断する応急危険度判定が都内でも行われた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都内で「危険」と判定された建物は59棟だったが、実際にはもっと多く、近隣にも周知されていないなどの課題も浮かび上がった。 ・今回の地震では、ほとんどの自治体は住民からの要請を受けて調査を行ったことから、本当の応急危険度判定ではないとしてステッカーを貼らなかつたり、危険と判定しながら国には報告しなかつたりしたケースも多かった。 ・港区の職員も、路地の奥まった場所で通行人も少ないとして、このビルを含め危険と判定した3棟にいずれのステッカーも貼らず、国にも報告しなかつた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定実施時の行政対応の徹底 	読売新聞 2011/4/2 倒壊「危険」判定に課題「通行人少ない」周知せず 所有者と連絡とれず放置
人的・物的被害の集約がれきの撤去	市民防災機関	被災者警察	地震発生～1か月程度	<p>■貴重品の返還</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災で生じたがれきの山から見つかる金庫や貴金属などの貴重品の扱いについて、所有者本人であることの確認が困難で、ほとんど返還が進んでいなかった。 ・探しに来た人が「自宅にあった」と主張しても、発見場所と異なるため、署も本当かどうか確認できない。商売用のレジ、預金通帳、指輪といった貴金属も、保証書などの手掛かりが流され、確認できない。 ・届いた貴重品は「拾得物」と取り扱われ、遺失物法の規定で3か月間に所有者が現れない場合、県の所有物となるが、それも現実的ではなかつた。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく所有者であることを証明できる情報(書類は困難と考えられるので、証言等の曖昧なものも含め)と引き換えに返還 	読売新聞 2011/4/4 貴重品変換が難航
遺体	行政	市町村職員	地震発生～1か月程度	<p>■外国人遺体への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の遺体の埋葬について、宗教や習慣上の理由で配慮が必要な場合があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は被災地で外国人の可能性のある遺体が発見された場合、早急に大使館などに連絡するよう関係市町村に注意を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人犠牲者対応についての各自治体への早期周知 	読売新聞 2011/4/5 外国人遺体の扱い 注意促す